

資料 1

○太宰府市総合計画審議会規則

平成20年9月26日

規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和60年条例第17号)の規定に基づき、太宰府市総合計画審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 太宰府市総合計画に関する事項について調査及び審議すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市教育委員会の委員 1人以内
- (2) 市の区域内の公共的団体の役員又は職員 3人以内
- (3) 識見を有する者 4人以内
- (4) その他市長が適当と認める者 7人以内

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、第2条に規定する諮問にかかる事務が終了したときは、解任されるものとする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に審議会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部経営企画課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。